「子育て世代向け横浜の魅力 PR ウェブサイト作成支援業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱(以下「実施要綱」という。) 第9条の規定に基づき、「子育て世代向け横浜の魅力 PR ウェブサイト作成支援業務委託」をプロポー ザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実 施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該事業の目的・内容等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) 「子育て世代向け横浜の魅力 PR ウェブサイト作成支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会」 (以下「評価委員会」)及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。
 - (1) 法人の経営状況・主な活動内容
 - (2) 業務実施体制
 - (3) 提案内容
 - (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 提案者の業務実績等
 - (2) 配置予定者の業務実績、経験等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する知見、意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 こども青少年局こども家庭課長

副委員長 こども青少年局青少年育成課長

委員 こども青少年局企画調整課長

委員 こども青少年局企画調整課担当課長

委員 政策局広報戦略・プロモーション課長

委員 政策局広報課担当課長

委員 デジタル統括本部企画調整課担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

附則

この要領は、令和5年10月16日から施行する。